

## 偕楽園公園センター展示室貸出規定

### (趣旨)

第1条 この規定は、偕楽園公園センターの展示室(以下「展示室」という。)の貸し出しに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (貸出の対象者)

第2条 展示室は、芸術文化及び緑化普及の向上に資することを目的とし、その創作活動を行う県内の団体に貸し出すものとする。ただし、営利・政治・宗教を目的とするものについては貸し出しを行わないものとする。

### (貸出の範囲)

第3条 展示室の貸し出しにあわせ、附属設備を貸し出すものとする。

- 2 利用者は、附属設備を適切に使用し、毀損、紛失等が発生しないよう管理するものとする。
- 3 利用者の故意または過失により附属設備が毀損、紛失等の損害を被った場合、利用者は偕楽園公園センターに対し、同等品の再調達によって弁償するものとする。

### (使用料)

第4条 展示室及び附属設備の貸し出しに関する使用料は、無料とする。

### (貸出期間)

第5条 原則として6日以内(作品の搬入・搬出の日を除く。)とする。ただし、年末年始(12月29日から1月3日)、偕楽園公園センターが使用する期間を除くものとする。

- 2 原則として、作品の搬入及び設営は、貸出期間の前日午後1時から午後4時30分まで、搬出は、貸出期間終了の翌日午前9時から正午までに行うものとする。ただし、作品の搬出を貸出期間の最終日に行うことができるが、この場合は午後3時30分以降に行うものとする。

### (貸出時間)

第6条 原則として、午前9時から午後4時30分までとする。ただし、利用者からの事前の申し出により、これを短縮することができる。

- 2 利用者は、原則として貸出時間の開始から終了までの間在室し、展示作品の盗難・破損等を防止し、また、観覧者の対応を行うものとする。

### (展示できる作品の内容等)

第7条 展示できる作品の内容及び種類は、次表に掲げるものとする。

|       |  |
|-------|--|
| 作品の内容 | 芸術文化作品及び緑化普及に寄与する作品であり、公の秩序又は善良の風俗に反するおそれがないものとする。 |
| 作品の種類 | 絵画、書、写真、彫刻、版画、工芸、盆栽、水石、生け花等の創作作品とする。               |

### (利用の受付)

第8条 毎年12月に偕楽園公園センター展示室利用申込書(様式第1号)により翌年度の利用の受付を行うものとする。

- 2 前項により、貸し出しをする同一日に2以上の利用希望があった場合は、偕楽園公園センターが調整するものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、展示室に空きがある場合は随時受付を行うものとする。

### (管理責任)

第9条 作品及び作品収納関連用品等利用者の所有物の管理については、利用者の責任において行うものとする。

(展示の搬入撤去及び展示の管理、報告等)

第10条 作品の搬入・搬出及び附属設備の設置、飾り付け等の設営・撤去作業は、利用者が行うものとする。

2 展示前及び展示後の作品、また、作品収納関連用品等利用者の所有物については、偕楽園公園センターでは預からないものとする。

3 会場の復元、整理整頓、清掃は利用者が行うものとする。また、利用中に出た廃棄物は利用者が持ち帰るものとする。

4 利用者は、貸出期間が終わり次第、偕楽園公園センター展示室利用報告書（様式第2号）を偕楽園公園センターに提出するものとする。

5 展示の照明、自動ドア、空調の操作等は偕楽園公園センターが行うものとする。

(禁止事項)

第11条 展示室内における飲食は原則として禁止する。ただし、体調を維持することを目的とした飲食については、この限りでない。

2 偕楽園公園センター敷地内への利用者及び観覧者の自家用車の駐車は原則として禁止する。ただし、作品の搬入・搬出のとき、身体に障害のある者の乗る自家用車の駐車及び緊急やむを得ない事情がある場合においては、この限りでない。

3 前2項の規定が守られないときは、偕楽園公園センターは展示室の利用を中止させができる。また、次回以降の利用を受け付けないことができる。

4 前項の結果生じた損害等について、茨城県水戸土木事務所及び偕楽園公園センターは一切の責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この規定に定めるもののほか、この施設の貸し出しに関し、必要な事項は茨城県水戸土木事務所偕楽園公園センター長が別に定める。

付 則

この規定は、平成24年11月26日から施行する。

この規定は、令和7年12月1日から施行する。